

付属書三

商品貿易アリーハーベスト商品に適用する双方の防衛措置

一、輸入の一方はアリーハーベスト計画を履行するためにより、相手方から特定の商品を入力する数量が絶対的な増加、又はその産量との割合が相対的に増加したことをもたらし、かつ、この事態は同種又は直接競争関係のある商品を生産する産業に対して、著しい損害を与え、又は重大な損害を与える虞がある場合、輸入の一方は相手方に対し、協議を求めることができ、双方が満足できる解決方法を見出す。

前述の規定によって調査した結果、もしいずれの一方が双方防衛措置の採取を決定した場合、関わる商品に適用する関税税率を、双方が防衛措置を取るときに実施する世界貿易機構メンバーに普遍的に適用する非臨時性輸入関税税率に至るまで、引き上げることができる。

二、双方防衛措置の実施期間はできる限り短縮し、かつ、輸入側産業が損害を受けることを防止又は取り除く範囲に限る。実施期間は長くても一年を超えてはならない。

三、いずれの一方がある商品に対して実施した双方防衛措置を中止するとき、当該商品の関税税率は「海峽兩岸経済協力枠組協定」付属書一規定の税下げ方式に基づき、当該措置が中止したときの関税税率によって執行する。

四、双方防衛措置を実施するとき、本付属書に定めていない規則に対し、双方は世界貿易機構の「貿易協定」に準用する。但し、世界貿易機構の「貿易協定」第五条に定めた数量制限措置及び第九条、第十三条、第十四条は適用できない。

五、本付属書が世界貿易組織「防衛協定」条項を準用するとき、「貨物貿易理事会」又は「貿易委員会」というのは、いずれも「海峽兩岸経済協力枠組協定」における「兩岸経済協力委員会」を指す。

六、いずれの一方は相手方の同一商品に対し、以下の措置を同時に施行してはならない：

(一) 双方防衛措置

(二) 「1994年関税及び貿易協定」第十九条、及び世界貿易機構「防衛協定」規定の措置。